消防法令の改正に伴い、火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が必要となります。

施行日:2019年10月1日

※延べ面積150㎡以上の飲食店については、従来から設置が必要



- ※ コンロ等に以下の装置があれば消火器の設置は必要ありません。
- ・調理油過熱防止装置(Siセンサーなど)
- ・自動消火装置(火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- ·その他の危険な状態の発生の防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置(例:圧力感知安全装置)



ただし、鍋の吹きこぼれ等により炎が消えてしまったときにガスを遮断する「立ち 消え防止安全装置」は設置免除の要件に該当しません。

☆消火器を設置するところには、標識を設けてください。

☆設置した消火器は、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署へ報告しなければなりません。(消防法第17条の3の3)

☆以下の消火器ならば、ご自分で点検することができます。 「蓄圧式消火器」⇒ 製造年から5年まで外観のみの点検

「加圧式消火器」⇒ 製造年から3年まで外観のみの点検

ご不明な点は、最寄りの消防署へご相談ください。

飯塚消防署22-7602 山田消防署52-1285 桂川消防署65-0321